

二 特許法第百八十一条第二項の規定により審理を開始してから最初に事件が審決するのに熟した場合にあつては、審判官が審判の請求に理由があると認めるとき又は特許法第百三十四条の第二項の訂正の請求・審判の請求がされている請求項に係るものに限り、(を認めないとき。)

三 前二号に掲げるいずれかのときに審決の予告をした後であつて事件が審決するのに熟した場合には、当該審決の予告をしたときまでに当事者若しくは参加人が申し立てた理由又は特許法第百五十三条第二項の規定により審理の結果が通知された理由(当該理由により審判の請求を理由があるとする審決の予告をしていないものに限る。)(によつて、審判官が審判の請求に理由があると認めるとき。)

第六十六条第五号中、「設定の登録があつた旨」の下に、「特許法第七十四条第一項の規定による請求に基づく特許権の移転の登録があつた旨」を加える。

第六十九条第四項中、「大学等技術移転促進法」を「特許法第百九条、大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律」に、「第十七条第一項第一号から第五号」を「第十七条第一項第一号から第三号」に改め、「第十号及び第十一号」を削り、同条第五項中、「第十七条第一項第六号から第九号まで」を「第十七条第一項第四号若しくは第五号」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(回復理由書の様式等)

第六十九条の二 特許法第百十二条の二第一項の規定により特許料及び割増特許料を追納する場合には、同項に規定する期間内に様式第七十の二により作成した回復理由書を提出しなければならない。

2 前項の回復理由書を提出する場合には、特許法第百十二条の二第一項に規定する正当な理由があることを証明する書面を添付しなければならない。ただし、特許庁長官が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

3 第一項の回復理由書の提出は、二以上の事件に係る回復理由書について、当該書面の内容(当該回復理由書に係る事件の表示を除く。)(が同一の場合に限り、一の書面であることができる。)

第七十条の見出し中、「に乏しい個人の」を「を考慮して定める」に改め、同条に次の二項を加える。

4 特許法施行令第十四条第一号二及び特許法等関係手数料令第一条の二第一号二の規定による所得の算定は、所得税法第二十六条及び第二十七条の規定に準じて計算した不動産所得及び事業所得の金額を合計することにより行うものとする。

5 特許法施行令第十四条第一号二及び特許法等関係手数料令第一条の二第一号二の経済産業省令で定める額は、二百九十万円とする。

第七十一条の見出し、同条第二項及び同条第三項を削り、同条第四項中、「所得税法第二条第一項第七号に規定する外国法人(第七十四条において、「外国法人」という。)(に関する」を規定による」に改め、同項を同条第二項とし、同条中第五項を第三項とする。

第七十二条第一項中、「第十五条第一項」を「第十五条」に改め、同項にただし書として次のように加える。

ただし、特許法第百七条第一項に規定する第四年分から第十年分までの特許料を別に納付する場合は、その都度、様式第七十一により作成しなければならない。

第七十三条第一項中、「第一条の三第一項」を「第一条の三」に改める。
第七十四条を次のように改める。

(添付書面)

第七十四条 特許法施行令第十五条及び特許法等関係手数料令第一条の三の経済産業省令で定める書面は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一 特許法施行令第十四条第一号イ又は特許法等関係手数料令第一条の二第一号イに掲げる要件に該当する場合、当該要件に該当することを証する書面

二 特許法施行令第十四条第一号ロ又は特許法等関係手数料令第一条の二第一号ロに掲げる要件に該当する場合、市町村民税(特別区民税を含む。)(に係る納税証明書その他当該要件に該当することを証する書面(所得税法第二十一条第五号に規定する非居住者(以下この条において「非居住者」という。)(にあつては、所得税法第九十五条第一項に規定する外国所得税に相当する税に係る申告書の写し(以下この条において、外国所得税に相当する税に係る申告書の写し」という。))

三 特許法施行令第十四条第一号ハ又は特許法等関係手数料令第一条の二第一号ハに掲げる要件に該当する場合、所得税に係る納税証明書その他当該要件に該当することを証する書面(非居住者にあつては、外国所得税に相当する税に係る申告書の写し)

四 特許法施行令第十四条第一号ニ又は特許法等関係手数料令第一条の二第一号ニに掲げる要件に該当する場合、事業税に係る納税証明書その他当該要件に該当することを証する書面(非居住者にあつては、外国所得税に相当する税に係る申告書の写し)

五 特許法施行令第十四条第一号ホ又は特許法等関係手数料令第一条の二第一号ホに掲げる要件に該当する場合、当該要件に該当することを証する書面

六 特許法施行令第十四条第二号又は特許法等関係手数料令第一条の二第二号に掲げる要件に該当する場合(次号に該当する場合を除く。)(次に掲げる書面

イ 定款、法人の登記事項証明書又は前事業年度末の貸借対照表(資本金又は出資を有しない法人にあつては、前事業年度末の貸借対照表、所得税法第二条第一項第七号に規定する外国法人(以下この条において、「外国法人」という。)(にあつては、官公署から発行され、又は発給された書面その他これらに類するもので名称及び住所並びに資本金又は出資の総額を記載したものを)

ロ 法人税として納付した税額又は納付すべきことが確定した税額を証する書面(外国法人にあつては、損益計算書)

ハ 前事業年度終了の日における株主等(法人税法第十四条に規定する株主等をいう。)(の氏名及び住所又は名称及びその有する株式の数又は出資の金額を記載した書面

七 特許法施行令第十四条第二号又は特許法等関係手数料令第一条の二第二号に掲げる要件に該当する場合(同号ロにおいて、その設立の日以後十年を経過していないことに該当する場合に限る。)(次に掲げる書面

イ 定款、法人の登記事項証明書又は前事業年度末の貸借対照表(外国法人にあつては、官公署から発行され、又は発給された書面その他これらに類するもので名称、住所、資本金又は出資の総額及び設立の年月日を記載したもの。)(のうち、資本金又は出資の総額及びその設立の日を証する一又は二の書面(資本金又は出資を有しない法人にあつては、前事業年度末の貸借対照表及び定款、寄付行為又は法人の登記事項証明書のうち、その設立の日を証する書面)

ロ 前号ハに掲げる書面